

中野区教育委員会会議録 平成23年第16回定例会

○開会日 平成23年6月3日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 11時27分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(9名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子 (欠席)
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委員	大 島 やよい

○傍聴者数 1人

○議事日程

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 5 / 2 0 中野区立小学校PTA連合会総会及び懇親会について
- ・ 5 / 2 1 運動会（緑野小学校、第九中学校、第十中学校）について
- ・ 5 / 2 1 体育祭（緑野中学校）について
- ・ 5 / 2 7 第四中学校訪問と中学校長との意見交換会について
- ・ 5 / 2 7 中野区立中学校PTA連合会総会及び懇親会について
- ・ 5 / 3 1 中野区要保護児童対策地域協議会代表者会について
- ・ 6 / 2 生活習慣病予防健診判定会について
- ・ 5 / 2 4 中野区議会第2回臨時会について

(2) 事務局報告事項

- ①幼児研究センターの取組について（就学前教育連携担当）
- ②平成23年度「教育だよりなかの」の編集方針について（子ども教育経営担当）
- ③区立図書館における「個性づくり図書」企画展示の実施について（中央図書館長）
- ④平成23年度区立小中学校温水シャワー設置状況（子ども教育施設担当）

中野区 教育委員会  
第 1 6 回定例会  
(平成 2 3 年 6 月 3 日)

午前10時01分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第16回定例会を開会いたします。

本日は、学校教育担当副参事が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<報告事項>

山田委員長

報告事項から入ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長の報告です。

私のほうから、前回5月20日の第14回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

5月20日金曜日、中野区立小学校PTA連合会総会及び懇親会がございました。高木委員、飛鳥馬委員、教育長が出席いたしました。

5月27日金曜日、第15回定例会として、中野区立第四中学校訪問と中学校長との意見交換会を開催いたしました。この会には全員出席をいたしました。

同日の午後ですけれども、中野区立中学校PTA連合会総会及び懇親会がございまして、大島委員、飛鳥馬委員、教育長が出席いたしました。

そのほかに委員の報告をお願いいたします。

私のほうからですけれども、5月31日に中野区役所におきまして、23年度の中野区要保護児童対策地域協議会代表者会議というものが開催されましたので、私は医師会の代表でございすけれども、出席いたしました。ご承知のとおり、要保護児童、児童虐待に対する対策協議会でありますけれども、報道にありますように、児童虐待の件数が増加の傾向にあることはご承知だろうと思います。中野区でも、子ども家庭支援センターの扱いました昨年度の児童虐待通告件数は193件と、前年の177件から上回っているという報告でした。

特に最近では、関係機関であります保育園並びに学校という教育施設からの通告がふえているという現状がございます。また、虐待の種類は、ネグレクト、身体的、心理的という虐待が多いということがございます。東京都でも、児童虐待ゼロを目指した支援のあり方についての提言がございまして、事例検討の中で対策を練っていこうということで、個別の事例検討を十分に活用していこうではないかということで、2例の事例についての報告がございました。

1例目は、生後1歳の女兒。母親が発見して間もなく死亡が確認されたということがございます。この子は保育園へ入園したのだけれども欠席がちであったと。こういった例では、乳児健診などとか、保育園からのいろいろな情報提供が必要ではないかと。

もう1例は、生後1カ月の男児がやはり死亡したと。この場合には、母親が精神疾患を持っているということで、母親の状態、もしくは精神的な疾患を持っているような場合のハイリスクなどについての対応が必要ではないかということがございました。

中野区でも最近、皆さん方に配られたと思いますけれども、『子どもたちのSOSを見逃さないために』という中野区児童虐待防止マニュアル、こういう立派な冊子ができていまして、中野区としての取り組みについて、各関係機関に配られていると思いますので、こういった冊子が配られることで早期に発見できて、通告がしっかりできて、あとは連携がきちんとできるようにという会がございます。ただ、こういった会も年に1回程度で開催ですので、報告だけに終始してしまっていて、では、どうしたらいいのかという立案的なものがなかなか難しいのかなと思います。それは各ケースごとに挙げていくことではないかなと思います。

私のほうも、昨年度、子ども家庭支援センターの協力を得て、特に最近問題になっていきます胎児虐待というのですか、生まれてすぐに亡くなるようなケースが新聞などで報道されていますけれども、要は、妊娠がわかってもなかなか医療機関につながらないケースがふえているということです。そういったことに対してどのようにケアするのか非常に難しいのですけれども、昨年度、中野区でも短冊型のリーフレットをつくっていただいて、妊娠検査薬を買いに来た方たちにそのリーフレットをお渡しして、困ったら相談できるようなことにつなげていく。そういった地道な努力も必要なのではないかなと思います。

話はちょっと飛ぶのですけれども、10代の妊娠人工中絶がどのぐらいあるかということがございます。昨年度で全体の件数が約2万6,000件、10代の妊娠での人工中絶が約7%で

ございます。約2,000件弱ということでございますけれども、17歳未満の件数が700件にも相当しているということですので、やはり望まない妊娠に対しての対応といたしますか、この辺が今後の教育の中でどのように取り上げていくかということも大切なのではないかなというふうに思っております。

今のが要保護児童対策の協議会のお話でございます。

昨日の夜ですけれども、教育委員会から中野区医師会が委託を受けております、中学校1年生の希望者に対して行っています小児生活習慣病予防検診並びに貧血検診の判定会をやりました。多くの中学校ではもう検診が実施されていまして、検体として上がってきまして検査データについての判定会であります。中学校1年生の希望者での、主に生活習慣病ですから、脂質代謝ですとか糖尿病の予防だとかというものに着目したものと、あとは、女生徒に多い貧血についての予防ということでございます。まだ途中経過でございますので、はっきりした数字は申し上げられませんが、ことしから初めて血糖値というものの測定を始めました。ただ、学校医が採血に向かう関係もあって、本当であれば空腹時血糖が望ましいのですけれども、それができない関係で、食直後になります。給食を食べた後でのすぐの採血ということで、随時血糖での基準値を設けまして、きのう少し検討したわけでございます。思った以上に何人かの生徒さんがその判定値を超えているということでございますけれども、そういう方たちが本当に糖尿病の予備群なのかどうかは、もう少し詳しく調べなければいけないなと思います。初めてそういった検査を追加しましたけれども、ある程度の成果は上がるのかなというふうに思っております。途中経過ですけれども、はっきりしたことがわかりましたらまた報告させていただきたいと思います。

子どもたちの生活習慣を改めることによって生活習慣病の予防になるということでの検診の目的を旨に、これからも判定していきたいと思っております。

私からは以上です。

では、そのほかの委員のほうからご報告をいただきます。

高木委員、いかがですか。

高木委員

5月21日土曜日、緑野小学校の運動会と緑野中学校の第4回体育祭を見てきました。緑野小学校は開校して1カ月前後ということで、「準備の時間がほとんどなかったんですよ」という校長先生のお話だったのですが、各学年まとまっていてなかなかよかったかなと。旧丸山小学校と旧沼袋小学校の統合に関しては、旧沼袋小学校から統合に加わった児童と

いうのは実は各学年数名でして、旧丸山の子どもが圧倒的に多いのです。ただ、公平性ということで、各学年全部シャッフル、クラスがえをしていますので、4月から新校の緑野小学校ということで一から学級づくりをやってきた成果が上がってきたのかなと思います。隣の緑野中学校と同じ日にやるというのはこれで4回目なのですかね。大分定着をしてきた。ただ、保護者の方からは、「一遍で済んでいい」という意見と、「重なって見られない部分があるので別にしてくれ」という意見があるようで、どちらもどっちなのですからけれども、保護者としてはどちらにも賛成できない微妙な立場です。

あと、いいなと思いましたが、緑野小学校のお昼のときに緑野中学校のブラスバンド部が来て演奏して、中学に入るとこういう楽しいのがあるんだよというのをやりました。逆に今度は、午後の部が始まる前に小学校6年生と緑野中学の1・2・3年生の選抜が交流綱引きをやるというのが伝統になっております。過去、小学校が3勝0敗で、毎年負けてあげているのかなと思っていたのですが、ことしは大人げなく中学生が勝ちまして、小学生は大分しょぼんとして帰ってきたのです。両方見ていると、中学生のプログラムは、走るにしても何にしても迫力があっていいなと思いました。

私からは以上です。

山田委員長

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

報告ではないのですが、27日に四中に行ったときの感想です。

先日伺って、非常によくなったなと思いました。もう一押し応援していきたいなというふうに思いました。

以上です。

山田委員長

では、大島委員、お願いいたします。

大島委員

私も一言、四中を訪問したときのことなのですからけれども。

授業もみんな落ちついて聞いていますし、先生方が努力されて改善しているのだなというのを感じました。

5月21日土曜日ですがけれども、私も運動会に行きました。十中と、途中から九中と二つ見てまいりました。校長先生なども、「春の運動会というのは、新しい学年になって余り時

間がないものですから、組体操みたいな、練習をすごく積まなければいけないような種目  
ができないので、比較的走ることを中心のプログラムになってしまう」ということを言って  
いらして、その中でもいろいろ工夫して、クラス対抗リレーみたいなものもありますが、  
パン食いではないのですけれども、粉の中に顔を突っ込んでマシュマロを食べるとか、そ  
ういう障害物競走なども取り入れたりして工夫していらっしゃるなど思いました。いかだ  
流しという種目をやる学校が結構多いみたいで、この2校もそうですし、ほかでもそうな  
のですけれども。私、初めて見たのですけれども、すごくおもしろいなと思いましたが、  
ちょっとご紹介します。

馬跳びというのをよく学校でやりますけれども、馬跳びみたいに背中を曲げた状態の子  
どもたちが間隔を詰めて並ぶわけです。それがいかだの木のようなわけですけれども、  
その上を船頭さん役の1人の子がぽんぽんと跳び越えていくわけです。跳び越え終わっ  
たら、馬になっている子がまたその前に行っていかだの続きをつくるということでぐるぐる。  
で、早く向こう側へたどり着いたほうが勝ちなものですから、渡り終えたら、いかだの板  
になる子たちがどんどん前に進んでいって、上の船頭さんが渡れるようにつくっていくの  
ですけれども、それがすごく忙しいのですね。回転するみたいに先へ先へどんどん進んで  
いかだをつくっていくというものなのです。見ていてすごくおもしろくて。つくるのが間  
に合わなくて落っこちてしまったり、見ていてなかなか楽しかったです。

そんなことで、両校とも元氣もすごくよかったし、楽しい雰囲気で行っていて、楽しま  
せていただきました。

私からは以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

4月に区議会議員の選挙がありまして、先月、5月24日に新しい議会構成を決める臨時  
会が開かれました。新しい議長には自民党の大内議員、副議長に公明党の久保議員、それ  
から、子ども文教委員会が教育委員会と子ども教育部の所管になるわけですけれども、子  
ども文教委員長に民主党の酒井委員、副委員長に共産党の岩永委員が就任されました。第  
2回定例会が6月20日から開かれるということで、新メンバーでの初めての議会になる予  
定です。

以上です。



山田委員長

各委員からの報告に対しまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

山田委員からご報告がありました要保護児童対策の協議会というのですか、そこで話し合われた内容というのは、例えば教育委員会に進言するとか、教育委員会との接点というのは何かあるのでしょうか。それとも全然別のものなのでしょうか。

山田委員長

要保護児童対策なので、これにかかわる各関係部署が参加しているということで、子ども教育部からも村木部長を初め多くの方が出席しています。それは、教育現場の中で虐待の気づきということと、その通告の義務があるということの周知徹底といえますか、そういったことを目指していると思うのですけれども、今後は、例えば事例検討などで、どこかの連携がうまくいかなかったとか、そういったことがきちんと話し合われてということが。この協議会の下には、そういったものをもむケース検討委員会があるのですね。そこが主にいろいろなことをやっていて、この協議会のものはもう一つ上のランクで、その全体を通じて話し合うという形というふうに私は理解しています。

大島委員

ありがとうございました。

山田委員長

私のほうから大島委員と高木委員に。

たしかこの土曜日というのはすごく暑い日だったと思うのですね。子どもたちはどうでしたか。元気いっぱい、大丈夫でしたか。

大島委員

そうです。日がかんかん照ってまして、確かに暑そうでしたね。でも、大人は日陰のほうにいましたが、子どもたちは元気いっぱいでしたね。やはり若さを感じました。

高木委員

風が比較的吹いていたので、風が吹くと、来賓席のところは涼しいのですが、妻は「暑かった。日焼けどめを塗って行ってよかった」と申しておりました。

山田委員長

ありがとうございました。

あすも多くの中学校で運動会が予定されていると聞いております。子どもたちは元気で

一日過ごしてもらえたらと思います。

それでは、ご発言がないようでしたら、事務局報告に移りたいと思います。

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、事務局報告。

第1点は、「幼児研究センターの取組について」の報告をお願いいたします。

副参事（就学前教育連携担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「幼児研究センターの取組について」のご報告をさせていただきますと思います。

まず、22年度の取り組みといたしまして、この「主旨」でございますが、幼児研究センターにつきましては平成19年度に立ち上げを行いまして、21年度に中野の子どもたちの身体能力についての調査結果の取りまとめを行いました。その中で、子どもたちの健やかな成長のためには、多様な身体運動を経験できる環境が必要ということで、行政や家庭、あるいは幼児教育の関係者の連携が必要であるということを提言してきたということがございます。

一方で、教育委員会の中では、子どもたちの体力の長期的な低下傾向を受けて、「体力向上プログラムガイドライン」というものを作成しております、小・中学校での取り組みを進めているというところでございます。そこで、幼児期の子どもたちにいろいろな動きを経験していただいて、学齢期の取り組みにつなげていくということで、運動能力の基礎づくりを進めていくということをやっていきたいということで、平成22年度においては、幼児期の段階で「運動遊びプログラム」というのを作成いたしまして、保育園・幼稚園での実践を行ったところでございます。

2番の「取り組みの概要」でございますけれども、これまでの調査結果から、やはり運動量の確保や、投げる経験の不足などが見えてきておりましたので、これらの課題を踏まえるとともに、今、中野区の学校で共通して推進しているフラッグフットボールにつながる動きというものも含んだプログラムを作成いたしまして、学齢期への連続性を担保するというところで進めてまいったところでございます。

II番のところでございます。調査結果でございますが、まず1点目として、『「運動遊びプログラム」の実践』ということでございます。保育園・幼稚園12園、4・5歳児クラス584人ということで、全体の中で約2割の子どもたちが参加してということでございます。

「運動遊びプログラム」を週3回1日15分程度を1カ月程度実践していただきまして、効果測定を行ったということでございます。

(2)でございますが、身体能力の測定でございます。これは、子どもたちの経年変化を見ていくということございまして、毎年、同様の調査を行っているものでございます。保育園・幼稚園12園、4・5歳児クラスの1,617人が参加しております。全体の約5割の子どもたちが参加しているということでございます。内容といたしましては、往復走や飛び越しくぐりやボール投げ等の測定を行ったところでございます。

裏面に移りまして、もう一つの調査で活動量調査というのを実施しております。これは、活動量計という計測機を設けまして、ご家庭にも協力していただきまして、起床時から就寝時までの運動量を測定するというもので、235人の参加を得ております。この調査は、主に日常の活動量と運動能力との関係を調査するために行ったものでございます。

2番の「調査結果」でございますが、「運動遊びプログラム」の結果、効果というところでございます。実施期間が短期間であったということで、明言できるほどの数値の向上というのは認められなかったということでございますが、往復走や捕球、あるいは前転といったところで、プログラムを実施しなかった子どもたちと比べて測定値がよかったということがわかりました。一定の効果があったということで、今後継続的に検証していくことで効果のほどが明らかになっていくだろうと思っております。

また、身体能力の測定についてでございますが、継続調査をしていることによりまして、子どもたちの中で個人差が非常に大きく、身体能力の低い子どもたちの底上げというのですか引き上げが必要だということがやはり明確になってきたというところでございます。

最後に、活動量調査につきましては、中野区の子どもたちは全国の平均値よりも運動量として十分でないということがわかりました。また、相関関係といたしましては、活発に動いている子どもほど身体能力は高いということがわかりました。

それらの測定結果を通じまして、一番の成果といたしましては、この取り組みによりまして、保育者の指導のポイントについての意識が高まったということで、どのように子どもたちは体を動かしているのかということについて意識が高まったということで、それを保育の中でも生かしていけるということが成果として大きく挙げられるということでございます。

調査結果につきまして、現場へのフィードバックといたしましては、本年1月に報告会を開催しておりまして、保育士、幼稚園教諭、全71名の参加を得たところでございます。

また、個別園の測定結果については、個別園のデータとして各園を訪問して説明を行ったというところがございます。

調査の概要につきましては、別添のとおりいたしますので、お読み取りいただきたいと思っております。

22年度の取り組みを踏まえまして、23年度の取り組みでございますけれども、23年度につきましては、組織改正によりまして、子ども施策の一本化を図ったということでございますので、就学前から就学に至る教育の連携といったことを今まで以上に推進していける体制づくりができたということでございます。については、「運動遊びプログラム」の内容を就学時の「体力向上プログラム」につながるものとしていきたいというふうに考えておりまして、より充実した内容の改善を図りまして、子どもたちの運動量を増加させる取り組みとして、各幼稚園、あるいは保育園に浸透させていきたいというふうに思っております。

また、この取り組みを通じまして、幼児期から就学時、連続して、年齢に応じた幼児教育全体のプログラムづくりにつなげていきたいというふうに考えておりまして、子どもの意欲や規範意識等の芽生えなど、心の成長の部分についても調査の対象としていきたいというふうに思っております。これを前提として、幼児教育全体の、幼児期から小学校低学年につながるプログラムの作成ということに今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上で報告は終わらせていただきます。

山田委員長

ご質問ありましたらお願いいたします。

大島委員

この「運動遊びプログラム」なのですけれども、この内容というのはどなたかの。要するに、だれがプログラムをつくったのかということなのですけれども、どなたかに指導を受けたりしてやっているのか、その辺を伺いたいです。

副参事（就学前教育連携担当）

非常勤といたしまして、埼玉学園大学の幼児教育の先生に協力を仰ぎまして、我々の研究センターの職員といたしましては、幼稚園の園長経験者、あるいは保育園の園長先生、こういう方々を研究員として置いております。その中でもみながらプログラムづくりを行って、それを各園に提供したというところがございます。

大島委員

すごくいいことだと思うのですね。都会の子どもというのは、遊ぶ場所がなくてどうしても運動不足になりがちですし、小さい時期に体を十分動かすというのがすごく大事なことだと思うのです。ただ、子どもというのは、遊ぶのが仕事といただけますか、遊んでいる時間というのはもっと多いと思うのです。週3回1日15分というとか何か短いような気がするのです。もうちょっとたくさんやってもいいのではないかなという気がするのですけれども、15分という時間的なことはどうなのでしょう。

副参事（就学前教育連携担当）

今後、そういった時間的なところの取り組みというのも拡大していきたいと思います。今回は、「運動遊びプログラム」の一つの形として取り組んでいただき、効果測定ということで短時間で行ったということですが、その充実を図っていききたいと思っております。

また、幼児期につきましては、やはり運動のできふできということよりも、楽しさというか、意欲というか、体を動かすことが楽しいということを実感させることによって、学齢期等の体の身のこなしというか、それにつながっていくと思っておりますので、そういった意欲的なところをどういうふうにつくっていくかということを重点的なテーマとして取り上げていきたいというふうに思っています。

山田委員長

そのほかにご質問ございますか。

高木委員

両方の調査なのですが、例えば「運動遊びプログラム」ですと、区立保育園9、私立保育園1、区立幼稚園1、私立幼稚園1。活動量の実態調査ですと、幼稚園は0ですよね。区立幼稚園0、私立幼稚園0。例えば、「運動遊びプログラム」だと50%ぐらいの子どもが参加したということなのですが、抽出の方法がランダムサンプリングでもないし、任意抽出でもないで、このデータをもって統計的に中野区の子どもを代表しているとは言えないのではないかというのが1点。

あと、全国データとそんなに差がないのであれば、わざわざやる必要があるのかなと。ここにも書いてあるように、幼児期は個人差が大きいですから、それを踏まえて、継続的にやっても全国データとそんなに変わらないのであれば、全国データをベースにしていろいろなものをやればいいのかという気がします。

また、こういうのは先行研究が幾つもあると思うので、中野区独自にこれをやるという

意義がよくわからない。特に私立幼稚園というのはそれぞれが建学の精神を持って独自の教育をやっているわけですから、その園が参考になるような研究結果を提供することはいいことだと思うのですが、やりたくないものをやらせることは多分できないと思うのです。そこら辺は、区立の小学校や中学校に対してのプログラムの策定とは違うアプローチになるのではないのかなという気がするのです。これが意味がないとは言わないです。体力ももちろんいいのですが、今の小1ギャップとか、現場の幼稚園や保育園が困っていること、例えば特別支援教育の問題とか、そういうことをやったらどうなのかなと思うのですけれども。

副参事（就学前教育連携担当）

私立幼稚園、あるいは私立保育園の参加ということが一つの懸案事項にはなっているところでございまして、これにつきましては、説明会、あるいは報告会のほうにはかなりの人数に参加していただいているということです。これについては強制的にやってくれということもなかなかできない中で、賛同を得ながら、要は、参考にして、その幼児教育というか自園の中での取り組みに生かしていただきたいというところでございます。プログラムについての参加に賛同していただく方をどんどんふやしていきたいというふうに思っております、その取り組みは充実してやっていきたいと思っております。

また、委員ご指摘の全国データと余り変わらないのであればというところでございます。近年けがが多いというところで、どういうけがが多いかというと、顔面のけがが非常に多い。というのは、転んだときに手が出ないというところで、そういった体をコントロールする力が大分弱まってきているのではないかとということが保育者の間でもかなり指摘されています。やはり幼児期にそういったいろいろな体の部位を動かしていくということをプログラムとしてつくり上げてやっていくということで、学齢期につながる健全な成長の基礎をつくる上で非常に大切なことであるというふうに認識しており、そこは課題として非常に大きなところであるというふうに思っております。中野区としてこの課題に取り組んでいくために、中野区としての一つの形をつくり上げて、それを広めていくという取り組みを続けていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

山田委員長

高木委員からご質問がありました、「幼児教育センターの取り組み」という表題になってはいますが、取り組みの一つとして、体力向上についてのこの研究を行ったというふ

うにとらえていいのでしょうか。

副参事（就学前教育連携担当）

はい。

山田委員長

それから、こちらのペーパーにも、まさしく4月から組織再編によって子どもの施策の一体化ということが書いてあるのですけれども、我々教育委員としては、保育園の実態と  
いいですか、それがよくわからない。というのは、私は保育園の園医をやっているわけ  
はないので、保育園に直接かかわっていないのですけれども、中野区の多くの保育園は、  
施設としてはありますけれども、運動ということを視点にしたら、施設としては非常に弱  
いのではないかと。それは多分、保育園というものの機能の中で遊びとかその辺がどのぐら  
いとらえられているかが私はよくわかりませんが、幼稚園としてはその辺が少し違うので  
はないかなと思うのです。

それと、私はお子さんの発達を見ていますけれども、例えば90カ月健診で、パラシュー  
ト反応といって、落とそうとしたときに手がつかない子どもが時々いるのですね。そうい  
う方たちが成長していく中で、1歳6カ月健診なり3歳健診のときの経過を見ていかない  
とわかりませんが、きちんと転ぶための用意ができているのかどうか。その辺がけがの有  
無にかかわってくるということになると思うのです。

それから、保育園の子どもたちがスケジュールの中でどのぐらい体を動かす時間がある  
のかというのは、我々にちょっと見えてきていない。幼稚園は時々見に行くのですけれど  
も、保育園ではどのような実態があってということが見えてきていない。私たちに今度教  
えていただければありがたいかなと。

そういった中で、私も小学校の校医をやっていると、何回も言いますが、簡単なでんぐり返しをさせようとしたときに、でんぐり返しがうまくできない。普通、我々が  
でんぐり返しをするときは、次の行為のためにボタンとはならないですね。背を丸めて、  
もう一度次の姿勢に移って、連続してでんぐり返しするような姿勢をとるのが普通だと思  
うのですけれども、そういったことすら。家庭の中でもやられていないので、そういった  
取り組みが今後必要なのかなと。もちろん、体力が落ちていることは皆さんわかっている  
と思うのですけれども、では、どのようにしていくのか。園の中でやれる取り組み、家庭  
に発信する取り組み、いろいろあると思うのです。あとは、小学校で、例えば指導室が持っ  
ているデータがどういうところが弱いのだろうか。例えば、先ほど言ったフラッグフット

の投げ方ですね。投げるということについてどうなのかとか、そういった具体的なところの取り組みとか課題を挙げて、やれるところからやっていくということではないかなと。

あともう一つは、保育園の子どもたちというのは、園庭が狭ければ近くの公園とかに遊びに行く様子を時々見るのですけれども、そういうところでは日常どのぐらいやられているのかということが我々にはちょっと見えてこないもので、そういったことも視野に入れていただいて、子ども施策の一体化というふうになって、それが幼稚園、保育園、小学校との体力面での連携とか連結ということにつながってくるのではないかなと思うのです。そういう取り組みについての課題を挙げて今後のプランを立てていただくようにしていただければありがたいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

副参事（就学前教育連携担当）

現状で言いますと、東京都、あるいは区で言えば品川区等、幼児教育のプログラム、要するに0歳児から就学までのプログラムにつきましているいろいろな取り組みを進めている区もございます。そういった幼児教育の部分が非常にクローズアップされている流れの中で、中野区といたしましても、先ほど委員長がおっしゃいました、小さいときからのそういった「体を支える」とかといったことも含めた形で、幼児教育全体の流れというものをつくっていきながら小学校へつなげていくというようなプログラムづくりを今後進めていきたいというふうに思っております。

飛鳥馬委員

体力が劣っているのか、ないのか、ちょっとわかりませんが、だとすれば、運動できるようになることはいいと思うのです。そして、このセンターで調査して、そういう提言をすることもいいと思うのですけれども、実際に子どもたちにどうやらせるか、やってもらえるかということ。こういう能力が劣っていますよ、何かやってくださいということになると思うのですが、そのときに、場所と時間と指導者みたいなものがセットで見えてこないと実際には動かないのだろうと思うのですね。「場所がない」とよく言いますよね。時間もないんだ」と。「おけいこ事で忙しいんだ」とか「保護者では、なかなか指導が難しい」とか。そういうところまでちょっと踏み込んでいかないと動かないのかなという気がするのです。もちろん、家庭でやっていただく部分と幼稚園、保育園でやる部分とあると思うのですけれども、そういうところでもうちょっときめ細かに、計画と指導内容みたいなものがセットになってくると動くのかなという気もしないでもないのです。

こども園のパンフレットで幼稚園の機能のほうを見ると、園での自由遊びというのがちょっ



としかないのでですね。12時から午後1時ちょっとぐらいでしょうか。その自由遊びは何かという説明は、「自由遊びは、部屋や園庭で楽しく自由に遊びます」と書いてあるわけです。恐らく、子どもたちがある物で部屋の中で遊ぶのが自由遊びなのかと思いますけれども。保育園のほうは、もっと何も無いという感じです。自由に部屋の中。これではとても運動にはならないと思うのですけれども、そういうところで何かできるのか。

そのやり方も、日常的に親も保育園もやってほしい。1日何歩いたとか、そういうのもあるだろうし。うちの田舎の家の前と後ろは私立の幼稚園と保育園の両方があるのだけれども、運動会の時期になると、ふだんいない先生が来るのです。インストラクターみたいな。それで組体操とかを指導しているわけです。幼稚園も保育園もみんな放送でやっているの全部丸聞こえでわかるのです。お遊戯みたいなもの、ダンスみたいなものだけでなく、組体操みたいなものを一緒にやらせるわけです。それは両方とも特別に来た、元気のいい先生がやっているのですね。そういうやり方も、子どもは「運動会で発表しなきゃ」という目的があってちょっとつらいことでも頑張るといのもあると思うし、年間を通してやるのもあるかもしれない。それはちょっとしんどいかもしれないけれども、いろいろなやり方があるのだらうと思うのです。いろいろなことを多様に考えて生かしていくというのがいいのかなというふうな気がします。

以上です。

高木委員

幼稚園教諭と保育士は、大体、短大が8割ぐらい養成していて、両方持っている人が多いとは聞いていますが、ただ、要領も、こども園というものが想定されて、今、カリキュラムは大分共通化されていますが、やはり保育園と幼稚園ではそもそもの設置の趣旨が。今のところは法律も違いますし、文化も違うので、これを同じ一つのプログラムでやっていこうというのはちょっと無理があるのかなという気がするのですね。特に、中野に住んでいる子どもということであれば、例えば認可保育園だけではなくて認証保育所も含んでくるわけですから、全部カバーしたプログラムというのはちょっと難しいのかなというのが正直な感想なのです。

また、私立の幼稚園は幼稚園で、東京都の幼稚園協会の研修とかもありますから、例えばこういう子どもの体力向上ということであれば、保護者の方向けの提案をすることだとして、保護者の方は、幼稚園児だろうと保育園児だろうとみんな中野区の子どもですから、何かそういうほうがいいのではないのかと思うのです。確かに、中野区の子ども

の体力の状況を調査して全国平均と比べないと実態はわからないので、今までやったこと自体は価値があると思うのです。でも、やった結果として、余り違いがないということがわかれば、引き続きやるというのはどうなのですか。例えば、文部科学省の学力調査も一斉やって、その後抽出になったりしていますよね。当初の研究の期間が想定されていると思うので、ことしはいきなりやるなどということではないのですけれども、本当に必要な調査なのかなというのと考えていきたい。例えば、また何年かしたらやるとか、そういうことも検討されたほうがいいと思うのです。結果的に、「運動遊びプログラム」を一生懸命つくっても、私立幼稚園にやっていただけないのだと意味がないですよ。一生懸命つくって。ただ、そこは「やれ」と強制ができないので、そういったこともお考えいただければいいのかなと思います。

副参事（就学前教育連携担当）

委員ご指摘の家庭の巻き込みというのも非常に重要な要素であると思っております。今回の活動量調査もご家庭にご協力いただいてやらせていただきました。その中で、ご家庭で持っている活発さというのですか、子どもの活発さと、数値で出てくるとかなり開きがあるということもはっきりいたしまして、そういった意味で、ご家庭の中での取り組みという啓発にはなったのかなというところがございます。そういったご家庭の意識を変えていただいて、子どもの運動の向上につなげていくという視点でどういうふうに巻き込んでいくかというの、今後の取り組みの中で非常に大切な要素になっているのかなというふうに思っているところでございます。

山田委員長

ほかにご意見ございますか。

教育委員会事務局次長

私からちょっと補足させていただきます。

これは私が保育課長時代の資料なので。やっていることはそう変わってはいないと思います。

4～5歳児になりますと、幼児組の遊びというのは外での遊びが多くなります。その内容としては、砂場、三輪車、ブランコ、鬼ごっこ、縄跳び、鉄棒、ボール、飛び箱、散歩、こうしたことが組み合わされた日常の遊びをしながら、こうして日常的に培った子どもたちの力を試すということで運動会を実施します。そうしたことで体力づくりに保育園でも励んでいるということは間違いのないものでございます。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問ございますか。

ありがとうございました。

それでは次の事務局報告事項に移ります。

「平成23年度『教育だよりなかの』の編集方針について」のご報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「平成23年度『教育だよりなかの』の編集方針について」、ご報告をいたします。

基本的には平成22年度と変わってございませんけれども、今年度から子ども教育部と教育委員会事務局が一体的な組織執行体制になったということを踏まえまして、昨年度と変更しているところがございます。変更点を中心にご説明をいたします。

1 「発行形態」ですが、これは昨年度と同様、年3回でございます。8ページで、区報に折り込み、発行するというものでございます。

2 「編集の基本方針」。(1)(2)(3)は昨年度と変わっておりません。今年度は(4)を追加してございます。「本年度の重点事項である学校・地域連携や特別支援教育等連携、就学前教育連携についての取り組みを積極的に取り上げていく」ということを考えてございます。また、※2の説明をごらんいただきたいと思います。それに加えまして、子ども教育部の広報媒体である「子育て応援メールマガジン」に教育委員会のホームページの「各学校の取組み」や「動画で紹介する子どもたちの様子」のリンクを張るなど、広報媒体を相互利用することによりまして、子ども教育部と教育委員会の事業内容を一層効果的かつ総合的・計画的に広報していくことを考えてございます。

3 の(1)(2)は変わりません。わかりやすく、楽しい紙面づくりを行う等でございます。

(3)のところでございますが、学校・幼稚園での特色ある事業、教育現場の現状や、家庭や地域との連携活動、それから、特別支援教育等連携や就学前教育連携についての取り組みなどを紹介するというものにしてございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。4 「紙面構成」でございます。これも大きくは変わってございませんが、2面、3面については特集記事を組むということを考えてございます。6月20日号については、平和の森小学校と緑野小学校の統合新校の紹介ということで特集を予定してございます。それから、4面、5面でございますけれども、「のびゆく子どもたち」ということで学校の紹介をしてございます。ここに、教育委員会ホームペー

ジの各学校の取り組みの案内も載せるということが新しいところでございます。それから、7面でございます。先ほど申し上げました重点事項でございます子育てや就学前教育の関連記事を1ページ使って載せていくといったところが新しいところでございます。6月20日号につきましては、中野区幼児研究センターの紹介をしていきたいというふうに考えてございます。また、8面でございますけれども、教育委員のコラム等でございます。一番下のところに虐待通報の連絡先である子ども家庭支援センターの電話番号を毎回載せるようにしたいというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

例えば、6月20日号などは、青色系統の色を使っているというところは、黒白だけでないのは大変いいと思うのですが、例えばさらにカラー写真などにするとかいうようなことは、予算の面とかで難しいのでしょうか。あるいは検討しているかどうかとか、その辺をお聞きしたいです。

副参事（子ども教育経営担当）

カラー刷りの件でございますけれども、色がふえればふえるほど経費的にはかかってくるということで、今後の検討課題かなというふうに考えてございます。

高木委員

先日、息子と中野のうなぎ屋さんで御飯を食べていたら、お店の人から「お客さん、区報に載ってましたね」と言われたのです。区報じゃないんだと思いながらも、意外と見ているのですね。妻にもよく言われるのは、「パパ、区報に載っていたよ」と。一緒に配られますので、皆さん、区報だと思っていて。お願いがあるのですが、「教育だより」というのをもう少し大きく、もしくは目立つように。別に区報だと思われてもいいのですが、私としては、「『教育だより』なんだ」というのがありますので、もう少し。次の次でもいいのですが、ご検討いただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

その点、折り込みですので、確かに委員おっしゃるように、ぱっと目立つというか、「教育だより」ということがわかるように、次号以後、検討させていただきたいと考えています。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

飛鳥馬委員

予算が少なくなっている中で発行する回数も少なくなっ、必要最小限のものになってくると思うのですが、広報ですので、基本的にはなるべくわかりやすく、見やすく、そして、詳しくというのは余り必要ではないのかなというような気もしないでもないのですが、ダイジェスト版でちょっと知ってもらえればいいのかと思うのですね。

個人的には、今回載っていますけれども、できるだけ学校の様子がちょっとわかるのがありがたいかなと。その学校にとっても地域にとってもうれしいと思いますのでいいと思うのです。今回こういう形で、ことしだと、これから教科書も採択すればまた載せなければいけないとか幾つかありますので、それで埋まってしまうのだらうと思うのですけれども。よその区を見て比べて——例えば今回の言う、よその区だと、教育委員会の最初の号ですから予算が載っていたり、区の教育目標もあるし、特別支援はこういうことをやりたいとか、コミュニケーションはこういうことを伸ばしたいとか、そういう区で力を入れる目標みたいなものを書いてあるものが結構ありますね。私も、それは余り必要でないかな、その都度出していけばいいのかと思います。見やすいし、これ以上削ってしまうのもあれだから、いいのかという気もしますけれども、どうでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

教育広報につきましては、子ども教育部と一体的な執行体制ということもございまして、今年度につきましては、子ども教育部と教育委員会事務局の広報については、広報戦略という形で、重点的な事項につきましてはいろいろな媒体を使って集中的に広報していきたいというふうに考えてございます。委員ご指摘の点も今後踏まえまして検討していきたいというふうに考えてございます。

山田委員長

私から1点です。

先日、中学校の校長会との話し合いをした折に、震災を受けて学んだことをお聞きしましたが、そういったことも少しやられたらいいのではないかなと。学んだこともあって、今後こんな取り組みがというようなことも発信できればと思うので、ぜひご一考いただければありがたいと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

確かに、今回の震災につきましては、そういった教育的な意味でまたとないこと、めったに経験できないことだというふうに考えてございますので、そういったところを重点的な項目ということで検討させていただきたいと考えてございます。

山田委員長

ほかにご意見ございますか。

では、次の報告事項に移ります。

「区立図書館における『個性づくり図書』企画展示の実施について」の報告をお願いいたします。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「区立図書館における『個性づくり図書』企画展示の実施について」、ご報告いたします。

これは、平成21年に策定しました「図書館の新しいあり方」の中で重点的な目標とした「課題解決支援型図書館の構築」を実現していく上で、各図書館の蔵書構成を個性（特色）あるものに充実させていくものでございます。今年度より8館すべての図書館で企画展示を継続的に実施し、あわせて、関連図書を充実させて、蔵書の一部を「個性づくり図書」として利用していただくことで、より魅力ある図書館としていくものでございます。

第1回目の企画展示を6月25日から実施しまして、約2カ月ごとに展示内容を変えて、年間で合計5回行います。詳細につきましては、下に示してありますが、表1「各館の年間テーマと第1回目の展示タイトル」をお読み取りいただきたいと思います。この展示に際しまして、テーマについて調べるために役立つ資料をわかりやすく紹介した「情報の道しるべ」となるものとしてのパスファインダーというものを作成しまして、これを閲覧や利用していただくことを考えております。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

昨年までもいろいろな図書館主催で写真展みたいなものとか、ゆかりの文人たちの本を集めてやってきて、何回か私も伺ったことがあるのですが、そういう図書館の企画展のような活動がいかにか区民の皆様の読書に結びつくかということが非常に大事だと思いますので、やり方としてこういうことができるのかどうかわかりませんが、企画展をやるときに

計画の段階から区民に参加していただいて、「こういう企画展をやりたい」と参加する。そして、区民の方は資料を集めることも展示することもできるだけ手伝う、あるいは、その企画展示中来てもらうとか、何か活動があるだろうと思うのです。要するに、そういうふうに参加型の企画展をやれば、少しは興味・関心が高まったりするのかなという気がするのです。余りこちら側で全部用意してしまって、「できましたよ」「見に来てください」だけではなくて、そういう視点から考えられることがあったらご検討ください。

以上です。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

今のご意見、大変参考になるご意見だと思いますので、企画段階からどのような形で区民がかかわっていけるかということはこれからも考えてまいりたいと思います。

大島委員

ちょっとよろしいですか。

これは、具体的な方法のことなのですが、多分、図書館の一角とか、その前のほうとかという一部の場所で、こういうタイトルにちなんだ本とか、あとは、説明文とか、そういうようなものを展示して、それで興味を持ってもらって、それに関連する図書を「こんながありますよ」というようなものをご紹介しますということになると、さらに、それぞれのテーマに合った本をその図書館では特に重点的にたくさん置いてあるということがあるのではないかなと思うのですけれども、その辺をちょっと確認したい。

それから、パスファインダーというのは、具体的にはどんなものなのかというのを伺いたいのです。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

これは、おっしゃられたとおり、各図書館におきまして、このテーマに沿って、お薦め本とか、そのようなものをまずそろえます。それ以外にもリストを作成しておりますので、「ほかにもこのような本がございます」ということで。課題解決支援型ということを目指しておりますので、ご自分が興味を持たれたこととか、何か問題解決したいときにそれを調べていただいて、その道しるべになるような、そういうふうな使い方を考えております。

それから、パスファインダーでございます。これは、まず具体例を申しますと、今回、東中野で法務情報というものに基づきまして、「暮らしと法律」という形でテーマを考えておりますが、まず最初に、例えば法律が暮らしの中でどのように役立っているかというようなことを簡単に紹介いたします。例えば裁判員制度というものについても簡単に紹介し

ます。それ以外にお薦めの図書ですね。先ほど申しましたけれども、それについての本を展示いたします。リストという形で、何十冊か、それ以外の図書を並べます。それを貸し出しできるような形にするわけですが、それ以外に、ご自分で検索などする場合の目安として、インターネットのアドレスとか、そういうようなもの。例えば判例とか、条文とか、そういうものに役立つような資料とか、ホームページのアドレスみたいなものを紹介したり。パスファインダーというのは、そういうものをかなり詳しく書き込んでつくっております。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

高木委員

まず、第1回目の展示タイトルというのがあるのですが、2回目以降何をやるのかはここに書いていない。「教育だより」にも入っていますけれども、何日よりとは書いていますが、いつまでやるのかわからない。例えば、この展示に興味があるから、ふだんは江古田図書館に行っているけれども、本町図書館に行こう、でも、いつまでやっているのかわからない。これで本当に区民の方に来てもらおうと思っているのか、ちょっと疑問ですね。

また、企画展示をするということで、もちろんそこがベースだとは思いますが、そもそもの課題解決支援図書館というのは、ある蔵書を単にまとめるだけではないと思うのです。もちろん、予算とかあると思うのですが、もう少し、こういうことをあわせてやりますよというのはないのでしょうか。

あと、中央図書館でやるワークライフ支援というのは、ワークとライフの支援といったら全部になるのですごく広いのですが、これはほかの館と違ってどういうテーマなのか教えていただきたい。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

確かにおっしゃるとおり、より詳しく区民の方にご理解いただけるようなPRの仕方というのを工夫していかなければならないと考えております。

いつまでやるのかということなのですが、これはテーマを年間5回実施します。今回、6月25日から開催して、次の第2回は8月の下旬に予定しております。約2カ月間行いますけれども、その間はずっとこの1回目の展示を行っています。それが終わり次第、次の2回目の展示につなげる。そういう形で、継続して1年間、何らかの展示を行っているという形で実施したいと考えております。



それから、蔵書とか冊数は、予算的にいろいろ厳しい問題がありますけれども、ことし各館で年間200冊程度購入できる予算のほうは準備しております。今回の第1回の展示は、まだ1回目ということですので、ちょっと少ないのですけれども、例えば今回、本町図書館におきまして20冊から30冊程度新しく蔵書を購入いたしました。そのような形で対応してまいりたいと考えています。

それから、中央図書館のテーマは「ワークライフ支援」ということなのですが、これは、中央図書館の利用者が一番多くて、ビジネスマンの利用者が非常に多いわけですから、かつ、レファレンスの体制が整っているということで、ワークライフ支援ということでこれを設定しました。現在のところはこういう形の企画展示を進めていくということです。ここからいろいろ発展した形ができないかということは今後模索していく方向でございます。

山田委員長

ほかに。

大島委員

イメージがいま一つなのですけれども。

例えば1回目のテーマが「子育て・教育」というふうになっているとします。そうすると、その間は、そういう子育て・教育関係の本を展示もするし、蔵書もあると思うのですけれども、例えば2カ月たって今度はその図書館が「法務情報」をテーマにしようと。で、別の館で「子育て・教育」というふうになったときに、例えばそういう子育て・教育関係の本は別の館に移すとか、そういう移動とかというのはするのか。多分しないのではないかと思うのです。そうすると、テーマがふえるごとにその一つの館で蔵書をふやしていくのか。教育関係のテーマだったのだけれども、次のテーマは「法務情報」だと。そうすると、法律関係の本をまた買うとかいうふうにするのか。蔵書のやりくりといいますか、ふやしたり、それはどういうふうになるのでしょうか。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

各館年間テーマというのは、例えば東中野の「法務情報」は、1年間このテーマを設定して、これについて第1回目は「暮らしと法律」ですので、第2回から第5回目まで法律に関することを行いますので、1年間はこのまま蔵書を集中して扱うという形です。来年度以降、また企画を変えていくのですけれども、その場合、例えばテーマを入れかえるような形は、本の集中ということを考えていますので、「保管転換」と申すのですけれども、

別の館に本を移すということも可能でございます。

山田委員長

ほかにはよろしいですか。

高木委員

やはりご説明を聞いても、課題解決支援型図書館の構築ということと、テーマを持って企画展示をするということがうまく結びついてこないのです。各館がこういったテーマを持って、地域の人が利用する際に、そのトピックスを持って集客をふやすということ自体はいいことですし、賛成なのですから、そもそもの課題解決支援になるのですかね。企画展示をするということイコール課題解決支援ではないような気がするのですが。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

まず、企画展示ということが一つのきっかけにはなると思うわけです。大きなきっかけになると思うのです。これで関心を持たれた方が、ご自分の問題とか、研究しているようなことを調べたいというときに、「こういう蔵書がここにはあります」「こういうふうな検索の仕方もあります」ということを後押しするといいますか、そういう形の支援のきっかけづくりをしたいというふうに考えています。そのためにこういう企画展示をして、蔵書もそろえたい、そういう方向で考えているわけでございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

私も、高木委員がおっしゃるように、大きな目的として課題解決型というのはあるのだと思うのですが、今回の企画展示というのと結びつかないことは事実かなというふうに思います。それと、もう少しPRを。これだけだとなかなか区民に知れ渡らないと思うので、もう少し丁寧なPRをお考えいただいて、せっかくやるのですから、来ていただく方のためになるようなこと、周知を図るといいうやり方をしっかりされたほうがいいかなというのが感想です。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

さまざまなご意見を参考にして、よりよいものにしていきたいと考えております。

PRにつきましては、今回のこの「教育だより」、あるいは図書館のホームページ、あるいはチラシ配布とか、これは各図書館で行っています。PRについては、今後、これはとても重要な部分かと思っておりますので、力を入れてまいりたいと考えております。

飛鳥馬委員

タイトルのところにもうちょっとインパクトが欲しいなと思うのですね。行ってみたい  
なという。「暮らしと法律」と言われても、私は行こうかなという気がしない。最近では、  
「地震と災害」とか。あっ、行ってみようかなと、そこから広げるのは十分いいと思うの  
ですけれども、キャッチコピーを、行ってみたいと思うようにもうちょっと工夫してい  
ただけるとありがたいなと思っています。これは、書いて出してしまうとそれで決まりな  
のでしょうから。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

これは、現場の図書館の職員とか担当職員でいろいろ相談して準備を進めておきまして、  
テーマにしても、あるいはテーマの表題の仕方についても検討しているところです。やは  
り我々の発想というのは少しかたいところがございますので、さまざまなご意見をちょう  
だいして、もっとやわらかく、集客できるような題、タイトルを考えてまいりたいと思っ  
ております。

教育長

この課題解決支援型図書館は、皆さんなかなかご理解いただけないというご質問がいっ  
ぱいありました。一昨年に「図書館の新しいあり方」というのをこの場でもご報告させ  
ていただいたり、協議していただいたと思うのですけれども、各図書館ごとに蔵書構成を  
ある一定といいますか、ジャンルごとに担当を分けて、8館全体で深みのある構成にして  
いこうということと、解決支援ということでは、パスファインダーなどはそういうた  
ぐいのものだと思うのですけれども、あり方の中には、例えば相談できる職員を置くであ  
るとか、それは職員であるのかボランティアの活用であるのかはあれですけれども、そう  
した人材も必要であろうとか、考え方の中では幾つか出しておきまして、その議論の前に  
今回「個性づくり図書」というのが出てきてしまって、なかなかわかりにくいというのが  
あると思うのです。モデル的というか実験的にこういうことをやらせていただいて、区民  
のニーズなどを把握しながら、どういう課題解決支援型の図書館というものがあるべきな  
のかというようなことを研究していきたいというふうに思っておきまして、時々ご報告さ  
せていただきながら、皆さん方のご意見を踏まえて、あるべき姿に近づけていければと思  
いますので、よろしくお願いいたします。

山田委員長

ほかにご意見ございますか。

では、次の報告に移ります。

「平成23年度区立小中学校温水シャワー設置状況」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

表題のとおり、平成23年度におけます区立小中学校温水シャワー設置状況でございます。対象、小学校・中学校。調べた場所は、ここに書いてありますとおり、職員更衣室、体育館更衣室、プール、クラブハウス、特別支援学級、給食室でございます。その他となっておりますところは、保健室と生活実習室が含まれております。数につきましてはお読み取りをいただければというふうに思います。

以上でございます。

教育長

これは前回、山田委員からご質問がありまして、事務局で調べさせていただきました。

山田委員長

私がこの質問をしたのは二つありまして、一つは、今後夏場に向けて、児童・生徒のプールの後のスキンケアのためのシャワーがどのようになっているかということが一つ。もう1点は、多くの学校が避難所になりますので、避難された方々のために使える温水シャワーがどのくらいあるのかというこの2点でございます。

早くに調べていただいてありがたく思うのですが、実際に学校が避難所になったときに、数は数でしょうけれども、避難した区民が使えるという立場からいくと、実態はどのようになるかわかりますか。

副参事（子ども教育施設担当）

ここの数字に示されておりますとおり、例えば被災があったときの夏場でしたらば、プールのシャワーが、ここに39と書いてありますが、これは39ブースなのですね。箇所ということです。シャワーの口数で言いますと、ここには載せてございませんが、全部で183口あります。ですから、そういった場面では、夏場の関係なのか冬場の関係なのかで使える場所が違ってくる。見ますと、職員更衣室だとか体育館の更衣室につきましては、各校一つずつしかないというような部分では、今委員がおっしゃられたような、例えば被災があったときに利用するといった場面では利用勝手は悪いのかなというふうに思います。

山田委員長

今回の震災を受けてということで、実際にどんなふうになっているか知りたいという素朴な疑問です。例えば、東京主税局中野事務所というのがありますよね。都税事務所ですけども、私、あそこの産業医をやっているのでも職場巡視しているんですけども、あの

地下にもやはり職員用のシャワールームというのがあるのです。「なぜあるんですか」と聞いたら、「ここは被災した方のための」とおっしゃっていましたが、実際にそれは使ったことがないのだそうです。そういうことで、施設としてはあるけれども、使えるのかどうかはまた別の話ですよ。実際にあそこの東京事務所もあの日には帰宅困難者のために開放して、何人かあそこに避難したということでもあります。「そのときにシャワーを浴びられたのですか」という話をしたのですけれども、「設備はあるけど、だれも使ったことがない」という話でした。そういった設置しているのと実態と、それがあつ程度わかつてこない、実際に本当に避難所として使えるのか使えないのか。もちろん耐震の問題もありますけれども、ハードの面とソフトの面、これからこういったことも必要になってくるのではないかと思います。

急に調べていただき、ありがとうございました。

大島委員

災害避難とはちょっと違うことなのですからけれども、学校で、今は温水のシャワーがないというところはないのかなというのがちょっと気になりました。つまり、プールに入った後、子どもたちがシャワーを浴びるときに、冷たいシャワーしかないという学校はもうないということでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

はい。区立の小・中学校すべてが温水のシャワーに切りかわってございます。

高木委員

現在の設置校数は、小学校25、中学校12だと思のですが、プールは中学校16とあるのはどういうカウントになっているのですか。あるいは、小学校で25校で、プールが23になっているのですが、それは、体育館更衣室のほうのシャワーを使えるというご説明ですか。今の「全部が温水を使える」というのは。

副参事（子ども教育施設担当）

校数とここに書かれている数字が若干違うのは、今、工事中の学校がありまして、例えば北中野中、それから、緑野中につきましては、プールにこのシャワーのブースがないという報告を受けております。そういったことで、数字が少しずつ変わっているところでございます。

高木委員

ということは、緑野と北中野は温水シャワーはないということですか。

もともとの大島委員の質問は、「全部の小・中学校で温水シャワーが出るんですよね」「出ます」と。「例えば中学校だと、中学校12に対してプールは16もある。残りの4はどこなのか。逆に、小学校は25あって23しかないので、プール以外のどこかの温水シャワーが浴びられるのですか」という私の質問です。

副参事（子ども教育施設担当）

私のほうの調べの中で、プールにつきましては、まず小学校は、若宮小学校が工事中で今使えないという状況があるということ。それから、武蔵台小学校につきましては、申しわけございませんが、ここでは数字を私どものほうで把握できなかったというところがございます。それから、先ほどの北中野中と緑野中の2校につきましても、申しわけございませんけれども、数の把握ができなかったということでご理解いただきたいと思います。

大島委員

それでは、さっき言ったような趣旨で、一応、プールの後、温水シャワーを使えないという学校があるのかどうかという点について、もう一度調べてご報告いただけるとありがたいかなということが一つ。

それから、先ほど山田委員長のほうから、「避難が実際にあったときに、今、設備だけ設置されているものが実際に使えるかどうかはまたちょっと別だ」というようなお話がありました。こういう中野区の教育委員会所管の設備では、今現在使えるのかどうかというのをこの際。もうどこかで点検していただいているのかもしれませんが、点検していただいたらいいのではないかというふうに思います。

副参事（子ども教育施設担当）

私どもで調べました内容では、温水シャワーがすべての学校で設置され、使用ができるというような状況ではあるということでお調べはできております。

教育長

今、大島委員のほうから、「避難所を設置されたときに学校の温水シャワーがどういう状況で使われるのか点検したらどうですか」というようなご質問があったのですが、今後検討が進めば追ってご報告させていただきたいと思いますが、今回の震災を受けて、中野区では防災計画の見直しですとか、事業継続計画の見直し、BCP計画の見直し、その中に、避難所のあり方についても見直しをしようという計画を持っております。今の避難所というのは、確か、とにかく地域の方が避難をされてきて、1週間だったか滞在されるという想定で設置・運営をするということに計画上はなっているのですけれども、今回

の被災を見ると、非常に長期間にわたっていると、あと、中野区でも経験しましたけれども、通勤困難の方というようなことがありまして、シャワーとかのことについては、今の避難所の運営の中では想定をしていませんでしたので、今後そうした避難所のあり方について検討する際に、こうしたことについても検討を進めていくということで、申しわけないのですけれども、今の学校の状況で点検をしても、多分使える状況ではないということだと思いますので、よろしくお願いします。

高木委員

委員長がさっきおっしゃっていたように、屋外のプールの場合、温水シャワーは出るのですけれども、ほとんど屋外に近いような。一応囲ってはありますけれどもね。そうしますと、緑野小学校とかですと、被災者の方がそこでシャワーを浴びられるかという、水着を着ないと浴びられないというようなところもあります。私どもの短大の体育館も、区と協定を結んで避難所として提供になっているのです。先々週ですか、区の担当の方に来ていただいて協議をしたのですが、「基本は区立の建物を優先して使います。足りなければお願いします」ということだったので、いいのか悪いのかよくわからないのですが。私どもの場合は、学生が運動をやりますので、シャワーブースが6基か8基かありますし、体育館自体も冷暖房は入るのです。ただ、実際問題として、小学校25校、中学校12校、あと私学の中・高も何校か提供していますけれども、40や50では、人口30万人が全然入りません。おっしゃったように、私も体育館を建てるときに大震災対応ということを考えて、当時、15年ぐらい前ですか、区の防災担当の方に言ったときには、正直に言って、区民全員を入れられないと。ただ、そういうところとして、区としては震災の対応はちゃんと考えていますよと。ただ、全員避難すると、みんな立って避難するような感じになる。例えば、とりあえず揺れがおさまるまで待っていると。広域避難所に関しても、平和の森公園ですとか江古田の森公園も、仮にそこに行っただとすると畳2畳ぐらいしかない計算なので、火が回ってきたときによけるとか、そういう機能しか実際はないみたいな話も聞いたことがあります。多分、区全体としてこれから計画を立てられると思うので、そのときを見ながら、教育委員会としても対応していくのかなという気がします。

飛鳥馬委員長

この問題はなかなか難しいと思うのです。シャワー一つ使うこと自身も。つまり、中野で地震があったときにどのくらいの災害になるかということですが、避難所になって、そこに1週間も10日も避難していれば使わざるを得ないことが出てくるのかなと思うのです。

けれども、1泊や2泊で使う必要があるのかなと私は個人的に思ったり、あるいは病人がいたらどうするのかとか、そういうこともいろいろ考えられますよね。だから、あったほうがいいことはいいのですが、その辺の基準というのが難しいのかなと。どこかの中学校は2日目に使えたよ、どこかの中学校は5日目でしたよとか、そういうふうにならないのかどうか。学校だけではないのですけれども。そういう一斉にやることが可能かどうかの一つ。

それから、今私たちが考えている、私もよくわかりませんが、こういうシャワーそのものは電気なのかガスなのか、地震が来たときにそれが正常に通っているのかどうか。計画だけ立てても、そういう不安定、不確定なところが非常にあるので、計画はあったほうがいいのかどうかというのを考えてしまう。

もう1点は、今、プールのお話を盛んにされていますが、プールは余震のときに水がかなりこぼれる可能性がある。地震の揺れのぐあいによっては、余震だとどうなのかなと。プールのところにあるシャワーは余震がきている間は使えないのは当然だろうけれども、何日たったら余震がおさまるのかどうか。今回余震はかなり長かったですね。そういういろいろな要素が絡んでくるので、計画するのもなかなか大変かなと思います。私もわからないことですが、ちょっと気がついたことを言わせていただきました。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

そのほかに報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

特にありません。

山田委員長

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第16回定例会を閉じます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時27分閉会